

日向清人著『ビギナーのための法律英語』第2刷修正箇所

2009年4月10日第2刷発行に当たって、第1刷の下記該当箇所について修正を致しました。第1刷をお持ちの読者皆様には以下のように訂正していただきたくお願い申し上げます。

頁	該当行	該当 No. と箇所	第1刷	第2刷
9 頁	下から4行目	15 / MEMO	要する	要しない
14 頁	下から5行目	22 / 本文	bylaws are	bylaws is
34 頁	上から6行目	62 / 本文	Companies	A Company
44 頁	下から10行目	項目名	取締役とその責任	取締役
47 頁	上から7行目	91 / 本文	少なくとも	少なくとも
49 頁	上から8行目	98 / 本文	注意の程度	程度の注意
52 頁	下から4行目	102 / 本文	強まるに従っている	強まっている
56 頁	上から1行目	111 / 本文	custodian of he	custodian of the
61 頁	下から7行目	123 / 本文	falll	fall
61 頁	下から6行目	123 / 本文	pronded for under japanese	provided for under Japanese
61 頁	下から4行目	123 / 本文	compary	company
72 頁	下から5行目	158 / 本文	wording?	wording.
73 頁	下から6行目	164 / 本文	連邦法規	連邦法規集
96 頁	下から4行目	8 / 本文	receive	receives
129 頁	上から2行目	62 / 本文	添付の別添2に記載される	当事者が別途合意する
129 頁	上から6行目	62 / 本文	agrees to	undertakes to
129 頁	上から8行目	62 / 本文	set out in Exhibit 2 attached hereto.	separately agreed upon between the parties hereto.
136 頁	上から9行目	82 / 本文	fail to	fails to
140 頁	下から5行目	90 / 本文	forty thousand dollars. (\$40,000)	forty thousand dollars (\$40,000) ← 「.」を削除
141 頁	上から8行目	92 / 本文	Agreement	agreement
162 頁	上から2行目	131 / 本文	国際商事仲裁協会	日本商事仲裁協会
166 頁	下から4行目	項目説明箇所	務めるものです	努めるものです
167 頁	下から6行目	140 / 本文	unforseeable	unforeseeable
173 頁	上から10行目	152 / MEMO	rights of claim	rights to claim
176 頁	下から20行目	コラム	Patent Office, may	Patent Office may
180 頁	上から5行目	165 / 本文	被告人	被告
180 頁	上から12行目	166 / 本文	被告人	被告
180 頁	上から15行目	166 / 本文	a complaint.	a complaint ← 「.」を削除
185 頁	下から12行目	183 / 本文	気づかれるよう	気づかれないよう
185 頁	下から9行目	183 / 本文	TRO is directed in	TRO is directed, in
192 頁	上から7行目	196 / MEMO	thedefendant	the defendant
192 頁	下から10行目	197 / 本文	think	thinks
192 頁	下から9行目	197 / 本文	an open	an opening
194 頁	上から10行目	202 / 本文	require	requires
195 頁	下から11行目	205 / 本文	原告	被告